

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第10条の 8 第 3 項
処 分 の 概 要	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、同第10条の 8 第 1 項～第 3 項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準	猟銃等保管業者が、法第10条の 8 第 2 項により準用される法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	